

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和5年6月30日	
大阪府知事 殿	
提出者 住 所 大阪府大東市御領 2 丁目 3 番 1 号 氏 名 株式会社椿本カスタムチエン 代表取締役 松川 誠 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072-873-1881	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社椿本カスタムチエン
事業場の所在地	大阪府大東市御領 2 丁目 3 番 1 号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	25:はん用機械器具製造業
②事業の規模	製品出荷量:2,199ton/年
③従業員数	231人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	一般廃油
	排出量	2151.80 t	12.02 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥脱水機の維持管理		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	一般廃油
	排出量	2130.28 t	11.9 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥脱水による含水率の減少維持		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 無機性汚泥、一般廃油、廃プラスチック類、木くず、 ガラスくず、がれき類はそれぞれに分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	がれき類
14.91 t	11.59 t	0.04 t	0.85 t
【目標】			
廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	がれき類
14.76 t	11.47 t	0.040 t	0.84 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	一般廃油
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	一般廃油
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	一般廃油
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	2044.21 t	－ t
	（これまでに実施した取組） 脱水機による減量化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	一般廃油
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	2023.766 t	－ t
	（今後実施する予定の取組） 脱水機による減量化の維持		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	がれき類
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	がれき類
－ t	－ t	－ t	－ t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	がれき類
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	がれき類
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	一般廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	一般廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	一般廃油
	全処理委託量	107.59 t	12.02 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	107.59 t	12.02 t
	再生利用業者への 処理委託量	107.59 t	12.02 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組)		
	委託処理業者に対して定期的に処理状況の現地確認。 優良認定処理業者への処理委託を実施。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	がれき類
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	がれき類
－ t	－ t	－ t	－ t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和4年度）実績】			
廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	がれき類
14.91 t	11.59 t	0.04 t	0.85 t
14.91 t	11.59 t	0.04 t	0.85 t
14.91 t	11.59 t	0.04 t	0.85 t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	一般廃油
	全 処 理 委 託 量	106.51 t	11.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	106.51 t	11.9 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	106.51 t	11.9 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 委託処理業者に対しては引続き定期的に処理状況の現地確認を行う。 従来通り優良認定処理業者への処理委託を継続する。		
	※事務処理欄		

【目標】			
廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	がれき類
14.76 t	11.47 t	0.04 t	0.84 t
14.76 t	11.47 t	0.04 t	0.84 t
14.76 t	11.47 t	0.04 t	0.84 t
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

株式会社椿本カスタムチエン

産業廃棄物（無機性汚泥・一般廃油・廃プラスチック類・木くず・ガラスくず・がれき類）発生工程フロー及び事業場内配置図

○無機性汚泥

部品工場及び熱処理工場における金属部品の研磨工程より発生。

脱水機による減量後、図中Aに設置の汚泥専用スキットに集積。処理業者回収後、路盤材にリサイクル。

○一般廃油

部品工場、組立工場等における各種設備（プレス機械等）に使用。

図中B（油倉庫）に使用済みの各種廃油を一時保管。処理業者回収後、燃料にリサイクル。

○廃プラスチック類

各工場及び事務所より発生。

プラスチック類を主として、他に廃ビニール類、ゴム類、鋼材包装紙や伝票等の紙類等を含む。

図中C（産廃置場）に集積。処理業者回収後、RPF（固形燃料）にリサイクル。一部路盤材にリサイクル。

○木くず

部品、製品を運搬する際に使用する木製のパレット及び木箱。各工場より発生。

図中Dに集積。処理業者回収後、バイオエタノールにリサイクル。

○ガラスくず

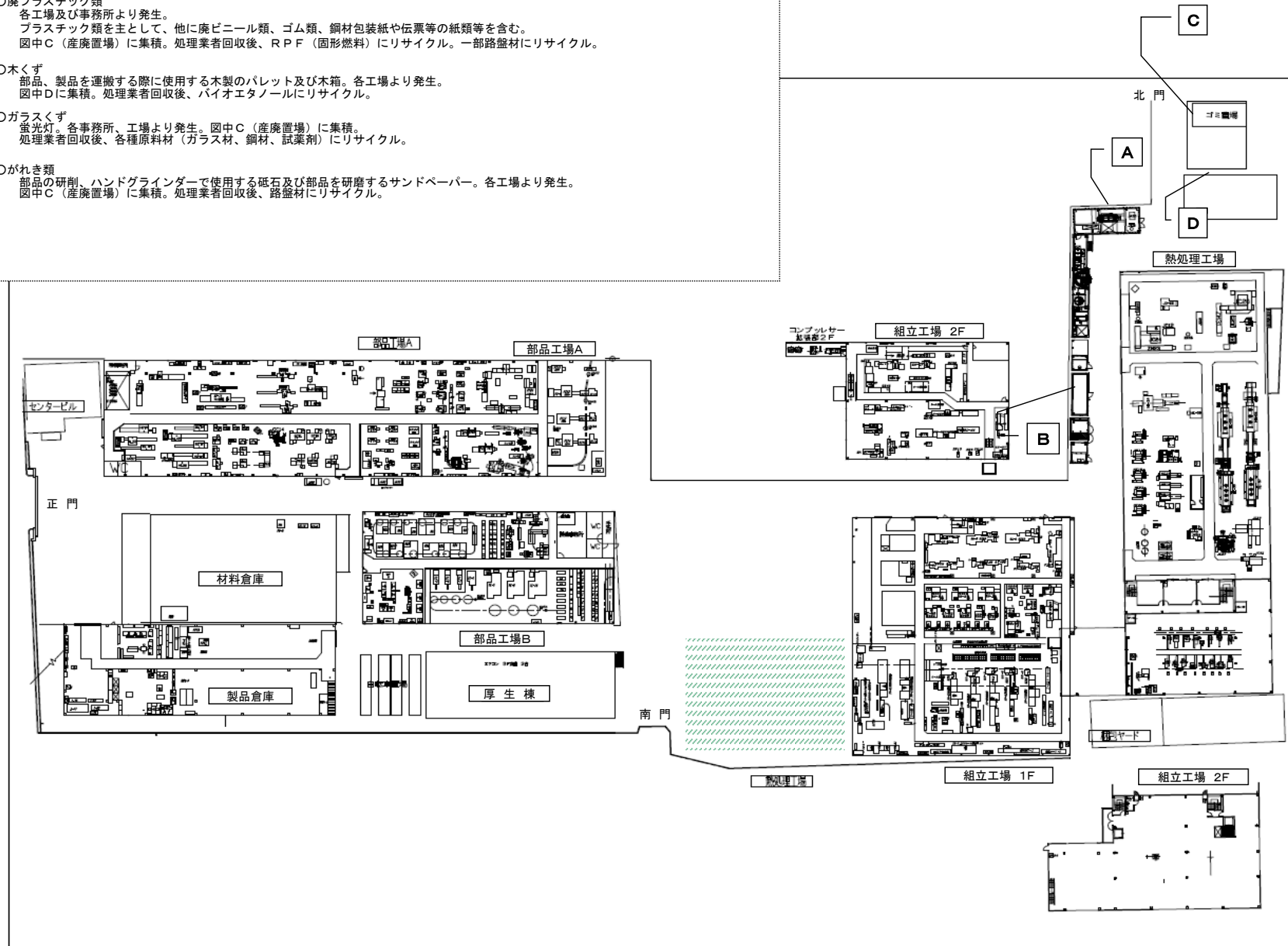
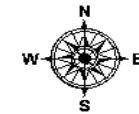
蛍光灯。各事務所、工場より発生。図中C（産廃置場）に集積。

処理業者回収後、各種原材料（ガラス材、鋼材、試薬剤）にリサイクル。

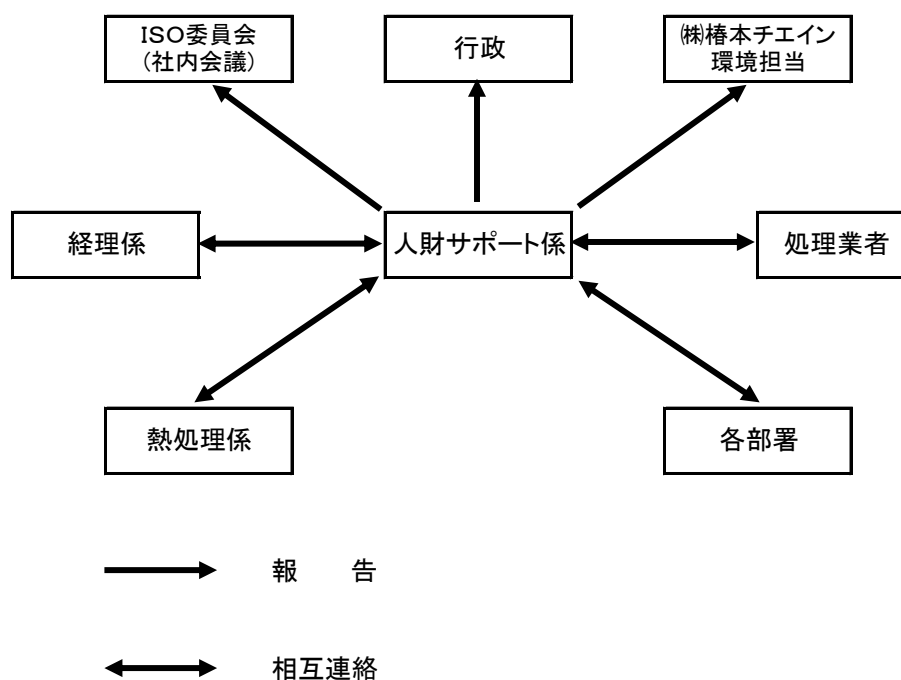
○がれき類

部品の研削、ハンドグラインダーで使用する砥石及び部品の研磨するサンドペーパー。各工場より発生。

図中C（産廃置場）に集積。処理業者回収後、路盤材にリサイクル。



《社内組織図及び各部署の役割》



部 署	役 割 内 容
人財サポート係	○産業廃棄物の発生から処分に至るまでを統括的に把握、管理
	○産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計及び報告
	○行政への報告
	○処理業者との委託契約(委託量、処理料金等)
	○廃プラ等の適正管理
	○廃プラ等の処理業者への回収依頼及びマニフェスト管理
	○廃プラ等の排出量の把握
	○産業廃棄物の適正管理及び分別、リサイクルの推進に関する社内啓発
	○各部署間の調整及び指示
	○処理料金支払の連絡
経理係	○処理料金の支払
熱処理係	○汚泥及び廃油の適正管理
	○汚泥及び廃油の処理業者への回収依頼及びマニフェスト管理
	○汚泥及び廃油の排出量の人財サポート係への報告
	○汚泥脱水の維持、管理、点検(故障等の不具合があれば人財サポート係に報告)
各部署	○産業廃棄物の種類の把握
	○産業廃棄物の分別廃棄